



2026年5月8日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 丸 運
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 正幸
コード番号 9067 東証スタンダード市場
問 合 せ 先 広報・IR部長 當山 功哲
(TEL : 03-6810-9476)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関する
お知らせ

当社は、2026年4月2日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年4月2日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年5月8日から2026年6月3日まで整理銘柄に指定された後、2026年6月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年4月2日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 株式併合の割合

1,226,872株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

28,883,906株

(注) 当社は、2026年4月2日開催の取締役会において、2026年6月5日付で自己株式81,520株(2026年3月18日現在の当社が所有する自己株式の全部に相当いたします。)を消却することを決議しておりますので、減少する発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

28,883,929株

(注) 当社は、2026年4月2日開催の取締役会において、2026年6月5日付で自己株式81,520株(2026年3月18日現在の当社が所有する自己株式の全部に相当いたします。)を消却することを決議しておりますので、効力発生前における発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

23株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

92株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、センコーグループホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及びJX金属株式会社(以下、公開買付者とJX金属株式会社を併せて「公開買付者ら」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を

株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について当社は、本株式会社併合が、当社株式を非公開化の上、当社を公開買付者の連結子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本件取引」といい、本件取引の一環として行われた当社株式に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けを「本公開買付け」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社が 2026 年 6 月 4 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けに係る公開買付価格と同額である 949 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
センコーグループホールディングス株式会社（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式会社併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付資料として提出された、公開買付者の預金残高に係る 2026 年 1 月 23 日付残高証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式会社併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式会社併合の効力発生後、2026 年 6 月中旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式会社併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 6 月下旬を

目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月7日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2026年4月2日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2026年6月8日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は92株に減少することになります。かかる点を明確にするために本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合に、当社の発行済株式総数は23株となり、単元株式数の定めが必要なくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2026年5月8日（金曜日）（本日）
整理銘柄指定日	2026年5月8日（金曜日）（本日）
当社株式の最終売買日	2026年6月3日（水曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年6月4日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年6月8日（月曜日）（予定）

以上